

海外渡航者等に対する感染症情報の提供

～ 外務省の取組 ～

外務省領事局政策課

1. 外務省による感染症情報の提供における役割

情報提供事務の根拠

外務省設置法

第4条（所掌事務）

九 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関すること。

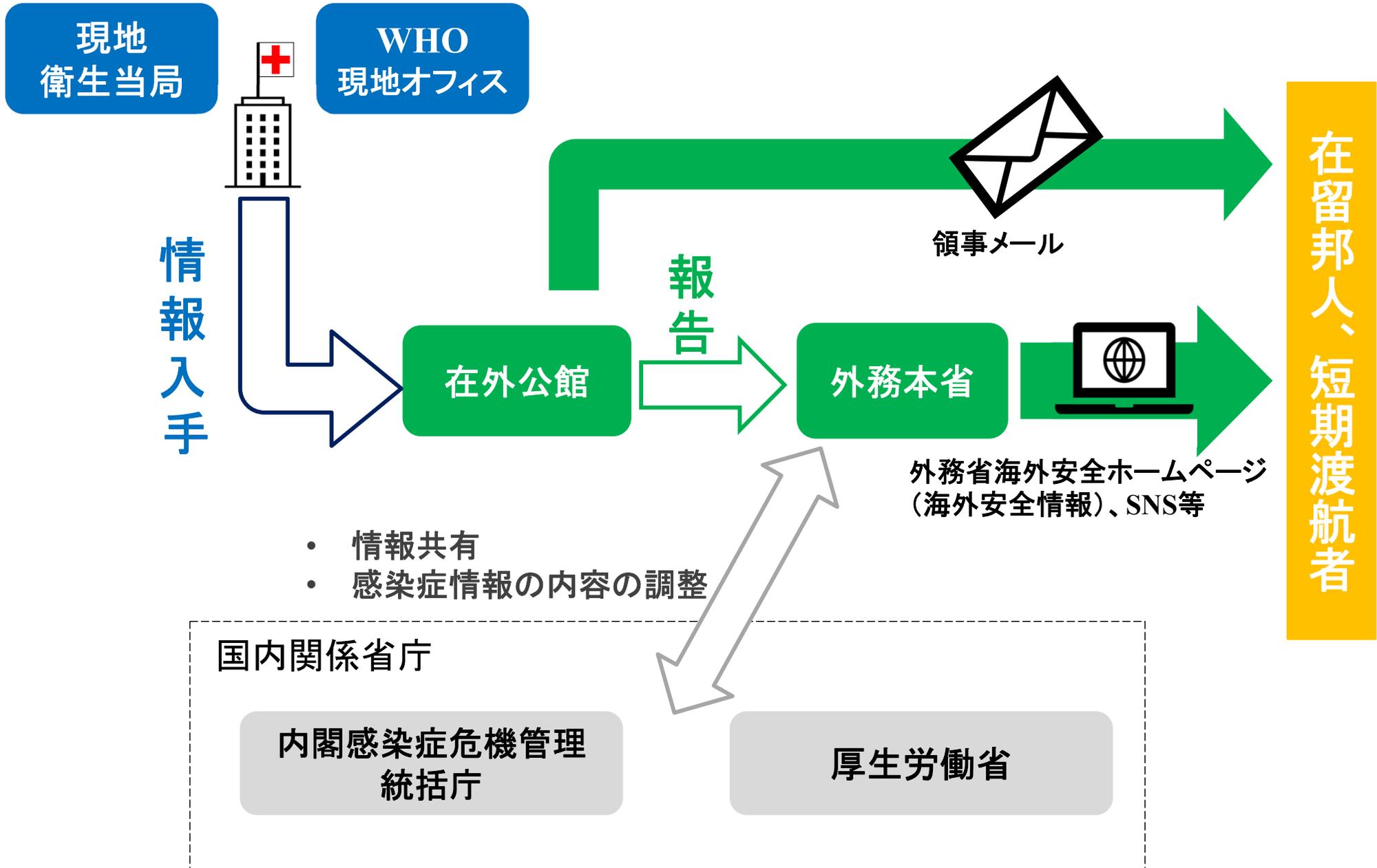
情報提供の背景

国境を越える感染症リスクが増大する中、海外における邦人の安全を確保するために、短期渡航者（約1,300万人）及び在留邦人（約130万人）に対して、正確かつ迅速に情報を提供することがますます重要となっている。

外務省の具体的な役割

- 在外公館との連携による迅速且つ的確な情報収集
- 海外で収集された情報の政府内での共有
- 様々なチャネルを通じた邦人への情報提供と予防啓発

2. 感染症情報の入手から提供までの流れ



3. 外務省の情報提供チャンネル

海外安全ホームページ(海外安全情報)

◆ 感染症危険情報

渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報。危険情報の4段階のカテゴリーを使用し、世界保健機関(WHO)等国際機関の対応や、発生国・地域の流行状況、主要国の対応等を総合的に勘案して発出。

◆ スポット情報

特定の国や地域において日本人の安全に関わる重要な事案が生じた際、あるいは生じる可能性がある場合に速報的に出される情報。

◆ 広域情報

複数の国や地域にまたがる広い範囲で注意を必要とする事態が生じた際に注意を呼びかける情報。

領事メール

現地大使館・総領事館等から、「たびレジ」登録者及び在留届提出者に対し、緊急情報や注意喚起をメールで配信。

「たびレジ」登録者のうち、LINEでの受信を希望する者には、LINEを通じて配信。

※「たびレジ」

外務省海外旅行登録。3か月未満の渡航者が対象。

外務省ソーシャルメディア

X、Instagram、YouTube、Voicy等での多角的な発信。



(感染症情報提供事例)

感染症危険情報 (エムボックス)

- 2024年8月、コンゴ民主共和国を含めたアフリカの複数国におけるエムボックスの感染拡大が、WHOにより「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」に該当する旨宣言されたことを受け、感染症危険情報レベル1を発出。
- 2025年9月、PHEICの終了宣言を受け、同危険情報を解除。

【感染症危険情報の4つのカテゴリー】

レベル1: 十分注意してください。	特定の感染症に関し、その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。
レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。	特定の感染症に関し、その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。
レベル3: 渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	特定の感染症に関し、その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)
レベル4: 退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)	特定の感染症に関し、その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html (海外安全ホームページ)

危険情報

本情報は2025年09月10日(日本時間)現在有効です。

エムボックスに関する感染症危険情報(レベル1)の発出

「感染症危険情報」とは? □

更新日 2024年08月15日



危険レベル・ポイント

【危険レベル】

- コンゴ民主共和国、ブルンジ、ケニア、ルワンダ、ウガンダ、コンゴ共和国、中央アフリカ共和国
- レベル1 : 十分注意してください。(新規)

詳細

1 8月14日(現地時間)、世界保健機関(WHO)のテドロス事務局長は、コンゴ民主共和国及びアフリカの複数国におけるエムボックスの感染拡大が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」に該当する旨を宣言しました。

○8月14日付WHO緊急委員会後のPHEIC宣言に関するプレスリリース(英文)

<https://www.who.int/news/item/14-08-2024-who-director-general-declares-mpox-outbreak-a-public-health-emergency-of-international-concern>

2 同事務局長は、コンゴ民主共和国東部及び近隣諸国において、2022年に始まったエムボックスの世界的な流行の原因となったクレード2よりも重篤な症状を引き起こすとされるクレード1が急速に拡大している他、クレード1bという新しい株が検出されていることは、特に懸念されるものであり、これがPHEICの宣言に至った主な理由の一つであると述べています。

3 WHOによれば、コンゴ民主共和国では10年以上にわたりエムボックスの感染症例が報告されていますが、昨年、その件数が大幅に増加し、さらに今年には既に昨年を超える15,600件以上の感染症例と537人の死者が報告されています。また、同国の周辺国である、ブルンジ、ケニア、ルワンダ、ウガンダ、コンゴ共和国、中央アフリカ共和国においても、クレード1の症例が報告されています。

(感染症情報提供事例)

感染症スポット情報 (マールブルグ病)

- 2025年11月、エチオピアでマールブルグ病が発生。
- 同月14日、在エチオピア大から領事メールを発出するとともに、同月18日、外務省からスポット情報を発出。
- マールブルグ病の特徴、症状、感染予防策等について注意喚起。



感染症広域情報 (チクングニア熱)

- 2025年11月、世界的に感染者数が増加しているチクングニア熱に係る広域情報を発出。
- チクングニア熱の特徴、症状、感染予防策等について注意喚起。



(感染症情報提供事例)

領事メール

- 2025年11月27日、在アンゴラ大から領事メール「アンゴラ国内におけるコレラ感染者の発生について（第36報）」を发出。
- 「たびレジ」登録者及び在留届提出者に送信された領事メール(下)は、海外安全ホームページにも掲載される(右)。

アンゴラ国内におけるコレラ感染者の発生について（第36報）

在アンゴラ日本国大使館 <angola@mailmz.emb-japan.go.jp>
宛先 [redacted]

📧 フラグを設定します: 2025年11月27日木曜日までに開始してください。 2025年11月27日木曜日 が期限です。

- 11月23日、アンゴラ保健省は、コレラの感染状況につき、情報を更新しました。
- ルアンダ州、イコロ・イ・ベンゴ州、ベンゴ州、ベンゲラ州、ウアンゴ州、ウイラ州、マランジェ州、クワンザ・ノルテ州、クワンザ・スル州、ザイレ州、クネネ州、カビンダ州、ウイジェ州、クバンゴ州、からコレラ患者 35,163 例（先週から+413 例）、死亡 878 例（先週から+1 例）が報告されたと発表をしました。
- 本件に関連する過去に送信した領事メール又は当館ホームページの領事・治安情報を併せて参照してください。過去1年以内の領事メールは、海外安全ホームページから確認ができます。
<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMail.html?countryCd=0244>
- 感染者数が減少していることから、本領事メールで感染状況のアナウンスを一旦停止させていただきますが、引き続き感染防止対策にご注意ください。

1. アンゴラ保健省は、11月23日にコレラの感染状況について最新の情報を更新し、1月7日の最初の症例からコレラ患者 35,163 例（先週から+413 例）、死亡 878 例（先週から+1 例）が報告されたと発表をしました。感染が確認されている地域は、ルアンダ州、イコロ・イ・ベンゴ州、ベンゴ州、ベンゲラ州、ウアンゴ州、ウイラ州、マランジェ州、クワンザ・ノルテ州、クワンザ・スル州、ザイレ州、クネネ州、カビンダ州、ウイジェ州、クバンゴ州、ルンダ・ノルテ州、ルンダ・スル州、ビエ州、ナミベ州の 18 州です。引き続き、感染が確認されている地域は、注意をお願いします。
2. 保健省は、ルアンダ州保健局を通じてコレラ対策として WHO が推奨する措置（発生地域の消毒、感染者の行動管理、疑わしい症例の検査、次亜塩素酸系漂白剤の使用）を引き続き実施しています。
3. 感染者数が減少していることから、本領事メールで感染状況のアナウンスを一旦停止させていただきますが、引き続き感染防止対策にご注意ください。
4. コレラは、患者や保菌者（症状がない場合）の便中のコレラ菌に汚染された食物や水による経口感染によって感染します。潜伏期間は数時間から 5 日、激しい水様性下痢（米のとぎ汁のような状態）や嘔吐を特徴とし、脱水の補正が行われないと死亡に至る疾患です。症状を認めた場合はすぐに医療機関の受診をお勧めします。
5. 予防策
 - (1) 手洗いやアルコール消毒（特にトイレ後、食事前）、うがいなど通常の感染症予防対策を徹底してください。
 - (2) 生水、氷、生や加熱調理が不十分な魚介類（エビ、カニ、刺身等）、生野菜の摂取を避けてください。
 - (3) 下痢や嘔吐物には近寄ることは避け、触れてしまった場合は、必ず石鹸を使った手洗いやアルコール消毒を実施してください。

※このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されており、

※「たびレジ」簡易登録をされた方で、メールの配信を変更・停止された場合は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.esairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

○ 在アンゴラ日本国大使館
住 所: Torres Loanda, 2F Rua Gamal Abdel Nasser Ingombota, Luanda
電 話: +244-923-167090
FAX: +244-923-167095
当館ホームページ: https://www.angola.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/

万が一、当地出入国に際して検疫が必要となる場合は、当館までご連絡ください。

The screenshot shows the official website of the Japanese Ministry of Foreign Affairs, specifically the 'Overseas Safety Home Page'. The article title is 'アンゴラ国内におけるコレラ感染者の発生について（第36報）' (Cholera cases in Angola - 36th report). The article is dated 2025年11月27日 00:10. The content area shows the beginning of the report, including the date of the update (November 23, 2025) and the number of cases reported (35,163 cases and 878 deaths). The article is categorized under 'Africa' and 'Angola'. The 'Text' section is partially visible, showing the start of the report's body text.